

○埼玉県統計調査条例

平成二十年十二月二十四日条例第六十号

改正

令和 六年一二月二四日条例第五〇号

埼玉県統計調査条例をここに公布する。

埼玉県統計調査条例

埼玉県統計調査条例（昭和四十四年埼玉県条例第十四号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査に関し必要な事項を定めることにより、県が作成する統計の真実性を確保し、及びその活用を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「県統計調査」とは、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めるこにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 知事等がその内部において行うもの
 - 二 法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの
 - 三 国の行政機関（法第二条第一項に規定する行政機関をいう。第八条及び第十条第一号において同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの
 - 四 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第二条第五号に規定する事務に関して行うもの
- 2 この条例において「県指定統計調査」とは、県統計調査のうち、県の政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要なものであって、知事等が指定したものをいう。
(県指定統計調査の指定の告示等)

第三条 知事等は、前条第二項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。当該指定を変更し、又は解除したときも同様とする。

- 2 知事等は、県指定統計調査を行おうとするときは、その名称及び目的、調査対象の範囲、報告を求める事項（次条第一項において「報告事項」という。）その他必要な事項をあらかじめ告示しなければならない。

(報告義務)

第四条 知事等は、県指定統計調査の報告事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(立入検査等)

第五条 知事等は、その行う県指定統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県指定統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(県指定統計調査と誤認させる調査の禁止)

第六条 何人も、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明することにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(結果の公表)

第七条 知事等は、県指定統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、県指定統計調査以外の県統計調査の結果の公表について準用する。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(協力の要請)

第八条 知事等は、県指定統計調査を円滑に行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、他の地方公共団体の長その他の関係者に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

(調査票情報の二次利用)

第九条 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第二条第十一項に規定

する調査票情報をいう。以下同じ。) を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究(次条各号において「統計の作成等」という。)を行う場合
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
(調査票情報の提供)

第十条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等
(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第十一条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するためには必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。
(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
 - 二 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 2 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は当該者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定に違反して、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
 - 二 第十二条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- 2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第十五条 第十二条第一項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条に規定する県指定統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
- 二 県指定統計調査に関する業務に従事する者で当該県指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反して、県指定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- 二 第五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
(県指定統計調査に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の埼玉県統計調査条例（以下「旧条例」という。）第二条第二項の規定により指定を受けている県指定統計調査（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において知事等が告示したものに限る。）は、改正後の埼玉県統計調査条例（以下「新条例」という。）第二条第二項の規定により指定を受けたものとみなす。
(調査票に関する経過措置)
- 3 旧条例の規定により県統計調査によって集められた調査票に記録されている情報は、新条例の

規定による県統計調査に係る調査票情報とみなす。

(結果の公表に関する経過措置)

- 4 施行日前に公表されていない旧条例の規定による県統計調査の結果に対する旧条例第九条の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(埼玉県個人情報保護条例の一部改正)

- 6 埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。
第六十条第一項第三号を削る。

(令和六年十二月二十四日条例第五十号抄)

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項及び次条において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第十一條 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

第十五条 この章に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和六年十二月二十四日条例第五十号）

この条例は、令和七年六月一日から施行する。